

東峰村の財政事情

令和6年度 一般会計・特別会計・公営企業会計決算概要

令和7年度 一般会計・特別会計・公営企業会計上半期予算執行状況



地方自治法第243条の3第1項、地方公営企業法第40条の2第1項及び東峰村「財政事情」の作成及び公表に関する条例第2条第1項の規定に基づき、本村の財政事情を公表します。

東峰村長 眞田 秀樹

令和6年度

一般会計 歳入決算 48億7,046万円

○歳入内訳

(単位：万円)

種 別	科 目	6年度決算額	5年度決算額	前年比(増減率)
自主財源 24.8%	村 税	16,599	16,199	2.5%
	分 担 金 及 び 負 担 金	5,219	7,193	△ 27.4%
	繰 入 金	43,157	56,748	△ 23.9%
	繰 越 金	24,267	22,408	8.3%
	諸 収 入	6,786	7,262	△ 6.6%
依存財源 75.2%	そ の 他 自 主 財 源	24,960	37,042	△ 32.6%
	地 方 交 付 税	194,420	190,726	1.9%
	国 庫 支 出 金	57,858	45,470	27.2%
	県 支 出 金	37,958	23,934	58.6%
	村 債	66,027	43,686	51.1%
	そ の 他 依 存 財 源	9,795	8,297	18.1%
	合 計	487,046	458,965	6.1%

○自主財源とは？・・・東峰村が自らの権限で確保した財源です。

主なものとしては、住民税や固定資産税、軽自動車税などの村税（1億6,599万円）が挙げられます。分担金・負担金には、農村環境整備事業や介護予防事業、保育所への給付費等の負担金などがあります。

繰入金は、ふるさと基金（ふるさと納税の積立）や施設改修等基金などの各基金から、事業の財源に充当するために一般会計に繰り入れを行ったものです。

その他、公営住宅使用料、ケーブルTV使用料、いずみ館や村民センター等の施設の使用料や村有地の貸付料、住民票や印鑑証明などの発行手数料、村の貯金である基金の利息収入などがあります。

また、東峰村への寄附金は、一般寄附金及びふるさと納税が1億9,154万円となりました。

○依存財源とは？・・・国や県により、交付・割り当てられた収入や村債(村の借金)です。

主なものとしては、地方交付税（19億4,420万円）が挙げられます。これは地方公共団体が地域性や財政の状況に左右されず等しく行政サービスを行えるよう、一定の基準により国から交付されるものです。

国庫支出金（5億7,858万円）のうち、2億6,384万円については、公共土木施設災害復旧費国庫補助金として交付を受けています。また、道路メンテナンス事業費補助金2,110万円、社会資本整備総合交付金6,739万円、障害者自立支援給付費国庫負担金4,849万円、デジ 外田園都市国家構想推進交付金1,701万円、緊急経済対策地方創生臨時交付金4,487万円、食品アクセス緊急対策事業費補助金677万円等の交付を受けています。

県支出金（3億7,958万円）のうち、6,191万円については、日田彦山線沿線振興事業に対する補助金として交付を受けています。また、災害復旧事業費補助金1億7,941万円、障害者自立支援給付費県費負担金2,078万円、中山間地域直接払交付金2,042万円等の交付を受けています。

村債（6億6,027万円）については、緊急防災施設等整備事業に対する借入（2億2,090万円）、災害復旧事業債に対する借入（1億4,080万円）、緊急自然災害防止対策事業【河川防災・林道防災】に対する借入（6,520万円）、公営住宅建設事業【小松団地】に対する借入（1億3,420万円）、地域交通対策事業【西鉄バス運行補助】に対する借入（1,240万円）、村道道路橋梁改良工事に対する借入（2,540万円）や地方交付税の不足分を補てんする臨時財政対策債の借入れ（287万円）等が挙げられます。

令和6年度

一般会計 歳出決算 46億3,418万円

○歳 出 内 訳

(単位：万円)

科	目	6年度決算額	5年度決算額	前年比（増減率）
議 会 費		4,460	4,550	△ 2.0%
総 務 費		149,828	152,305	△ 1.6%
民 生 費		58,647	59,350	△ 1.2%
保 健 衛 生 費		18,310	20,488	△ 10.6%
労 働 費		0	0	—
農 林 水 産 費		19,995	19,834	0.8%
商 工 費		14,112	17,833	△ 20.9%
土 木 費		36,358	23,908	52.1%
消 防 費		32,227	21,806	47.8%
教 育 費		13,315	10,083	32.1%
災 害 復 旧 費		71,054	62,755	13.2%
公 債 費		43,432	39,490	10.0%
諸 支 出 金		1,680	2,296	△ 26.8%
予 備 費		0	0	—
合 計		463,418	434,698	6.6%

○収 支

(単位：万円)

会 計 の 名 称	6年度決算額	5年度決算額	前年比（増減率）
一 般 会 計	23,628	24,267	△ 2.6%

○令和6年度決算の特徴的なもの（前年度比）

- ・総 務 費 …ふるさと基金積立金の減、すこやか子育て基金積立金の減により総額では支出が減少しました。
- ・民 生 費 …主に障害者自立支援給費の減により支出が減少しました。
- ・保健衛生費 …災害廃棄物処理委託事業の減、災害家屋等解体撤去補助金の減などにより支出が減少しました。
- ・農林水産費 …有害鳥獣防護柵設置工事の増、緊急自然災害防止対策事業の増などにより支出が微増しました。
- ・商 工 費 …デジタル地域通貨運用業務委託費の減、日田彦山線BRT関連景観整備委託事業費の減により支出が減少しました。
- ・土 木 費 …公営住宅建設工事の増、獣肉処理施設改修工事の増により支出が増加しました。
- ・消 防 費 …主に防災行政無線再整備事業の増により支出が増加しました。
- ・教 育 費 …学校給食調理業務委託費の増、文化財保存工事費の増により支出が増加しました。
- ・災害復旧費 …公共土木施設災害復旧事業の増、農地・農業用施設災害復旧事業の増、林道施設災害復旧事業の増、地域防災がけ崩れ対策事業の増などにより支出が増加しました。
- ・公 債 費 …令和2年許可の単独災害復旧事業債（公共土木施設災害復旧事業、農林漁業施設災害復旧事業）の元金償還金の増などにより支出が増加しました。

特別会計の決算状況

○特別会計は、特定の事業を行うにあたり、特定の収入をもって充て、一般会計から分離経理を行う会計です。東峰村では、国民健康保険事業、後期高齢者医療について、特別会計による経理を行っています。

各特別会計について、適正な運営により赤字決算となることはありませんでした。

○歳入 (単位：万円)

会 計 の 名 称	6年度決算額	5年度決算額	前年比（増減率）
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	31,030	35,367	△ 12.3%
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	3,967	3,824	3.7%
合 計	34,997	39,191	△ 10.7%

○歳出 (単位：万円)

会 計 の 名 称	6年度決算額	5年度決算額	前年比（増減率）
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	31,030	35,325	△ 12.2%
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	3,966	3,783	4.8%
合 計	34,996	39,108	△ 10.5%

○収支 (単位：万円)

会 計 の 名 称	6年度決算額	5年度決算額	前年比（増減率）
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	0	42	△ 100.0%
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	1	41	△ 97.6%
合 計	1	83	△ 98.8%

公営企業会計の決算状況

○簡易水道事業については、令和6年度から公営企業会計を適用しています。

そのため、複式簿記での算出となることから下記の表にてお知らせいたします。

(単位：万円)

会計名	区分	総収入	総支出	収支	前年度繰越利益剰余金	補填財源	剰余金
簡易水道事業	収益的収支	10,054	9,303	751	0		751
	資本的収支	1,604	2,328	△ 724		724	0

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、引継金で補てんしました。

※公営企業会計とは??

教育や福祉などの一般的な行政活動のほか、水の供給や医療の提供、下水の処理など、住民の生活や地域の発展に不可欠な事業を行う地域公共団体が経営する企業の会計

※一般会計・特別会計と公営企業会計の違いは??

公営企業会計の経費は税金ではなく、提供するサービスの料金収入によって賄うこととされています。公営企業会計は、企業として経済性を発展する必要があるため、一般の官庁会計（単式簿記・現金主義）とは異なった企業会計（複式簿記・発生主義）という経理方式を採用しています。地方公営企業法を適用し（法適用企業）企業会計方式を採用することでお金の流れ、資産負債がどの程度あるかなど財政状況を正確に把握できます。

財政健全化判断比率の状況

○自治体全体の財務状況が健全な状態であるかどうかを判断するための4つの指標「健全化判断比率」が法律により定められています。

区 分		6年度決算	5年度決算	早期健全化基準 (黄信号)	財政再生基準 (赤信号)
健全化判断比率	実質赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	15.0%	20.0%
	連結赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	20.0%	40.0%
	実質公債費比率	7.5	7.0	25.0%	35.0%
	将来負担比率	- (黒字)	- (黒字)	350.0%	-
資金不足比率		- (黒字)	- (黒字)	経営健全化基準 20.0%	

東峰村は赤字等は発生しておらず、また、将来負担すべき負担にも備えがあると言えるでしょう。実質公債費比率については、福岡県内市町村平均（R6決算：6.4％）と比較するとと少し高い傾向にあります。今後は、H29～R5に借入れした災害復旧事業債、旧合併特例事業債、過疎対策事業債の元利償還のため、実質公債費比率は増加傾向が続くと見込まれますが、補助金や交付金を重点的に活用するなどし、借入金を減少させることに努めます。

○用語について

- ・実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模^{※1}に対する比率のことで、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。
- ・連結赤字比率 公営企業会計（簡易水道事業特別会計）を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率のことで、全ての会計の赤字や黒字を合計し、全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。
- ・実質公債費比率 公債費（村の借入金）の返済額が標準財政規模に占める割合です。
- ・将来負担比率 村の実質的な将来負担額（借入金残高や、村の全職員が退職すると仮定した場合の負担見込等）が標準財政規模に占める割合です。
- ・資金不足比率 村の公営企業（簡易水道事業）に赤字が生じた場合、その額が事業規模に占める割合です。

※1 標準財政規模・・・自治体の標準的な一般財源を示すもので、東峰村では17億7,090万円（令和6年度）となっています。



令和7年度上半期執行状況(一般会計)

令和7年4月1日～9月30日までの一般会計の予算執行状況をお知らせします。

○歳入 (単位：万円)

科	目	予算額	収入額	執行率
村	税	17,373	11,395	65.6%
分	担 金 及 び 負 担 金	8,973	2,358	26.3%
繰	入 金	68,055	0	0%
繰	越 金	26,029	23,629	90.8%
諸	収 入	6,130	5,701	93.0%
そ の 他	自 主 財 源	35,582	4,027	11.3%
地 方	交 付 税	175,803	110,714	63.0%
国 庫	支 出 金	67,115	8,834	13.2%
県	支 出 金	47,997	1,274	2.7%
村	債	66,317	0	0%
そ の 他	依 存 財 源	8,868	3,902	44.0%
合	計	528,242	171,834	32.5%

本年度の9月末日現在の歳入予算の執行状況は、32.5%となりました。

繰入金と村債は執行率が0%となっていますが、年度末に繰入と借入を行う見込みです。
国庫支出金、県支出金の執行率が低いのは、事業完了後に支払われるためです。

○歳出 (単位：万円)

科	目	予算額	支出額	執行率
議	会 費	4,594	2,228	48.5%
総	務 費	173,702	45,121	26.0%
民	生 費	87,485	26,452	30.2%
保 健	衛 生 費	21,721	6,921	31.9%
農 林	水 産 費	39,456	2,699	6.8%
商	工 費	18,281	3,482	19.0%
土	木 費	28,988	9,584	33.1%
消	防 費	13,183	7,271	55.2%
教	育 費	15,009	5,261	35.1%
災 害	復 旧 費	77,775	39,747	51.1%
公	債 費	45,763	22,835	49.9%
諸	支 出 金	1,785	0	0.0%
予	備 費	500	0	0.0%
合	計	528,242	171,600	32.5%

本年度の9月末日現在の歳出予算の執行状況は、32.5%となりました。

農林水産費、商工費の執行率が低いのは、事業完了後に支払いを行うものが多いためです。



令和7年度上半期執行状況(特別会計・公営企業会計)

令和7年4月1日～9月30日までの特別会計・公営企業会計の予算執行状況をお知らせします。

特別会計

○歳入 (単位：万円)

会計の名称	予算額	収入額	執行率
国民健康保険事業特別会計	31,693	11,162	35.2%
後期高齢者医療事業特別会計	4,207	1,293	30.7%
合 計	35,900	12,455	34.7%

○歳出 (単位：万円)

会計の名称	予算額	支出額	執行率
国民健康保険事業特別会計	31,693	11,398	36.0%
後期高齢者医療事業特別会計	4,207	1,804	42.9%
合 計	35,900	13,202	36.8%

9月末日現在の特別会計の予算執行状況は上記のとおりです。

公営企業会計

簡易水道事業は、令和6年度から公営企業会計を適用しており、複式簿記での算出となるため、下記の表にてお知らせします。

(単位：万円)

会計名	区分	総収入	総支出	収支	前年度繰越利益剰余金	補填財源	剰余金
簡易水道事業	収益的収支	1,709	1,492	217			
	資本的収支	0	1,209	△ 1,209			

※収益的収支に長期前受戻入や原価償却費は含んでいません。

10月末日現在の公営企業会計の予算執行状況は上記のとおりです。



村債(借金)と基金(貯金)の状況

村の借金は令和6年度末現在で、一般会計では48億7,039万円（うち貸付金130万円）で、村民のみなさん1人あたりの借金の額に換算すると約278万円になります。

ただし、借金の中には、返済額の多くが地方交付税（国からの交付金）で返ってくるものが大半を占めるため実質的にはその3割程度となります。

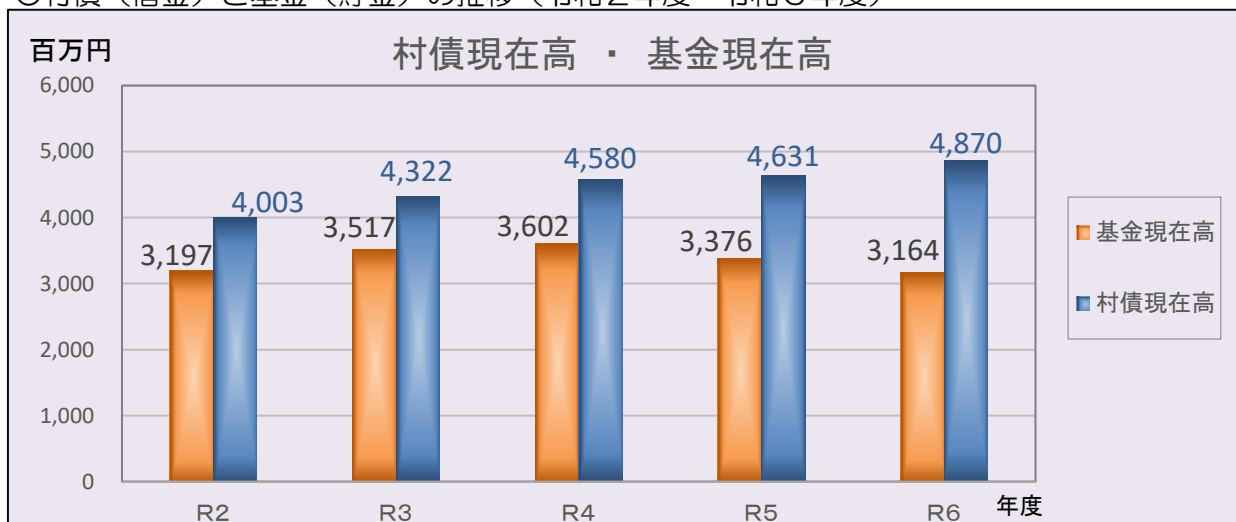
一方、令和6年度末の村の貯金残高は、31億6,387万円で、村民のみなさん1人あたりの貯金の額に換算すると約181万円になります。

1人あたりの借金278万円と貯金181万円を比較すると、借金の方が貯金より97万円多いことが分かりますが、これは災害復旧事業債等の借入による借金が増加し続けていることが主な要因です。

過去5年間の村債と基金の推移を下記のグラフに示すように、村債は増加傾向にあり、基金はほぼ横ばいで推移していることが分かります。村では、こうした借金と貯金のバランスや経の動向を考え、将来にわたってのさまざまな財政分析を行いながら効率的な財政運営に努めています。

東峰村人口：1,749人（令和7年3月31日現在）

○村債（借金）と基金（貯金）の推移（令和2年度～令和6年度）



○基金の運用の状況について

村では、基金について安全で確実である、国債や地方債、定期預金等により運用しています。

・令和6年度末の運用状況

（単位：万円）

運用状況・種別	運用額	比率(%)
民間金融機関定期預金	86,360	27.3%
地方債等	81,000	25.6%
利付国債	1,000	0.3%
民間金融機関普通預金	148,027	46.8%
運用額合計	316,387	100.0%



東峰村の財政事情
令和7年11月発行